

10 消防学校教育訓練実施状況

(1) 教育訓練方針

消防の任務は、近年における都市化、情報化、高齢化等の進展により、一段と広域化・高度化している。平成18年度においても、全国的に未曾有の豪雨により甚大な被害が発生するなど、消防に対する期待が益々高まってきている。

こうした中、消防の広域化や消防団の充実強化、国民保護体制の構築等の体制づくりをはじめとし、大規模災害への備え、予防対策の推進、救急業務の高度化、地域防災力の強化など総合的な消防防災対策が求められている。

平成18年度は、平成17年度に策定した「消防職員の消防学校教育訓練5か年計画」の見直しにより、新たに消防職員特別教育新任消防長研修、広報特別研修を実施し、現場指揮や広報事案に対し必要な知識・技術を修得させ的確に対応できるよう教育訓練を実施した。

平成19年度は、この計画を踏まえ、各種の災害事象及び国民保護計画に的確に対応できる消防職団員を育成するため、基礎的かつ専門的な知識・技術を修得させるとともに、次に掲げる教育訓練を重点的に実施した。

また、自衛消防隊員、岐阜県職員等の消防関係者に対しても、必要に応じて教育訓練を実施した。

(2) 消防職員に対する教育訓練

ア 初任教育（規則第5条）

新たに採用された者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成等を図るため、6か月間（845時間）の教育訓練を実施した。

イ 専科教育（規則第6条）

（ア）警防科

警防業務を担当する者又は担当予定者に対して、火災防ぎよ等に必要な専門的知識・技術を修得させるため、15日間（75時間）の教育訓練を実施した。

（イ）予防科

予防業務を担当する者又は担当予定者に対して、予防・査察業務及び危険物業務に必要な専門的知識・技術を修得させるため、22日間（110時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）救急科

新たに採用された者及び救急隊員の資格のない者に対して、救急隊員として必要な基礎的知識から専門的知識・技術までを修得させ、新たに認められた応急処置まで行える救急隊員の資格を取得させるため、2か月間（255時間）の教育訓練を実施した。

（エ）救助科

救助業務を担当する者又は担当予定者に対して、救助業務に必要な専門的知識・技術を修得させるため、31日間（152時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第7条）

（ア）中級幹部科

消防司令補、消防司令及び昇任予定者に対して、人事管理、指揮能力等の中級幹部として必要な知識・技術を修得させるため、9日間（48時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第8条）

（ア）水難救助科

水難救助を担当する者のうち、中堅者を対象とし、水難救助に必要な専門的知識・技術を修得させるため、16日間（75時間）の教育訓練を実施した。

（イ）消防操法指導科

消防操法の指導担当者又は担当予定者に対して、操法指導に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(ウ) 新任消防長研修

新たに消防長に就任した者で、これまでに消防吏員として消防事務に従事した経験がない消防長を対象に、現場管理等に必要な知識・技術を修得させるため、3日間(19時間)の教育訓練を実施した。その後、消防本部で1日間(7時間)の現場指揮訓練等が実施された。

(エ) はしご自動車科

はしご自動車を担当する者又は担当予定者に対して、はしご自動車に必要な知識・技術を修得させるため、3日間(20時間)の教育訓練を実施した。

(オ) 気管内チューブ追加講習

救急救命士に対して、気管挿管に必要な医学的知識・技術を習得させるため、15日間(64時間)の教育訓練を実施した。

(3) 消防団員に対する教育訓練

ア 基礎教育(規則第9条)

消防団員に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を修得させるため、2日間(14時間)の教育訓練を、消防本部で7時間、学校で1日間(7時間)実施した。

イ 専科教育(規則第10条)

(ア) 機関科

主にポンプ機関を担当する者又は担当予定者に対して、操作等に必要な知識・技術を修得させるため、2日間(14時間)の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育(規則第11条)

(ア) 初級幹部科

消防団員としての基礎的知識・技術を有する班長、部長相当の者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるため、1日間(7時間)の教育訓練を地区ごとに開催し年6回実施した。

(イ) 上級幹部科

団長、副団長及び昇任予定者に対し、上級幹部として必要な高度な知識・技術を修得させるため、2日間(12時間)の教育訓練を実施した。

エ 特別教育(規則第12条)

(ア) 指導員科

消防団の教養を担当する班長以上でかつ消防操法の知識を有する者に対して団員の教育訓練指導に必要な教育訓練指導要領等の知識・技術を修得させるため、4日間(26時間)の教育訓練を実施した。

(イ) 震災対策講習会

消防団員(階級は問わない)に対して、大規模な震災発災時に、消防団が中核となり地域ぐるみの救助活動が行えるよう、必要な知識・技術を修得させるため、1日間(7時間)の教育訓練を実施した。

オ 短期入校

規則第4条に定めのない教育訓練で、各種学科、訓練及び消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、短期間の教育訓練を実施した。

(4) 消防関係職員に対する教育訓練

ア 自衛消防隊員教育

各事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため、2日間(14時間)の教育訓練を実施した。

イ その他

(ア) 採用後1年を経過した岐阜県職員に対し、災害時や緊急時における実践的な対応能力を養成するため、非常事態に備えた公務員としての心構えや行動のあり方を身につけさせることを目的に、男性、女性それぞれ2日間(14時間)の教育訓練を実施した。

(イ) 消防職員、消防団員を対象に講義の一部を公開し、先進的な知識や技術を習得させ資質の向上を図った。